

戦前日本の歴史から何を学ぶか —天皇制による戦争・支配・抑圧—



明治大学教授

やまだ あきら
山田 朗

はじめに

明治維新から第2次世界大戦敗戦までを戦前、敗戦以降を戦後とすると、2022年に戦前と戦後は共に77年の長さになった。これを機会に、再び「戦前」へとリセットされる、というようなことがあってはならない。再び「戦前」とさせないために、私たちは戦前の歴史から何を学ぶ必要があるのか。

本稿では、大きな目的として、天皇制国家であった戦前日本の歴史を振り返り、戦争・植民地（占領地）支配・国内抑圧の構造的一体性を論じたい。構造的一体性とは、戦争が植民地（占領地）支配を生み、そこでの支配のやり方が国内に持ち込まれて、抑圧（言論弾圧・社会運動の封じ込め）をエスカレートさせるという悪循環の構造のことである。

この大きな目的を達成するために、第1に、戦前日本における戦争が、天皇の統帥権の発動のもと、「脱亜入欧」と軍事同盟にもとづく膨張主義戦略に基づいて遂行されたことを示す。そして、一連の戦争・出兵が、植民地・勢力圏獲得のためのものであったこと、戦争の帰結としての植民地（占領地）支配が、暴力・差別・懐柔（欺

まん 瞞）によって支えられていたことを確認する。そして、第2に、戦争や植民地支配をおこなう本国においてもそういったものへの反対を押さえ込む抑圧が制度化（法体系と道徳支配）していたことを明らかにする。

戦前日本の歴史をリアルに見つめ直し、戦前における平和の最大の破壊要因が何であったのか、私たちが過去の歴史の何から学ぶべきなのかを提起し、私たちにとって歴史認識問題とはまさに過去を忘れずに見つめ、現在を考え、未来を構築するためにいかに大切なものであるのかを論じたい。

一 天皇制国家 = 戦前日本における戦争の歴史

1 「脱亜入欧」と軍事同盟戦略：膨張主義の源泉

日本が幕末・明治維新をむかえた1850～70年代におけるアジアは、当時の日本の国家指導者たちには、欧米列強による植民地化と勢力圏拡張のための膨張・侵略政策にさらされているように見えた。そして、その「脅威」に対処するために、維新政府が急いだのが近代的軍隊の建設である。今日から客観的に見れば、明治維新を挟んで1850

～70年代という時代の世界は、アメリカ合衆国が南北戦争（1861～65年）という苛烈な内戦（死者62万人以上とされている）で疲弊し、欧州諸国がインド・中国における民衆反乱とバルカン半島から現在のウクライナ地域をめぐる英・露・オスマン帝国などの衝突（クリミア戦争から露土戦争にいたる）の処理に忙殺されていた時期で、欧米列強は、日本を本格的に侵略する余力を持たなかった。

しかし、リアルタイムでは、そのような世界情勢を知ることができなかった明治政府は、近代国家の実力組織として1871（明治4）年に御親兵（のちの近衛兵）と4鎮台（のちに6鎮台、さらに師団に改編）を設置するなど、急速に軍備を整えようとした。その年に山県有朋^{やまがたありともひょうぶたいふ}兵部大輔（当時は、陸軍省と海軍省はまだ分離しておらず「兵部省」という組織だった。大輔はのちの次官にあたる）らが政府に提出した「軍備意見書」では、常備兵・予備兵からなる徴兵制の導入、軍艦・沿岸砲台の建設、軍幹部養成学校や軍工廠^{ぐんこうしょう}の設置などが提案され、そのような軍の土台構築を急がなければならない理由を「北門の強敵」ロシアのシベリア鉄道建設に代表される勢力東進に求めている（山田編1997・12～13頁）。

明治政府の指導者たちは、ロシアがいずれ中国東北部を侵略し、朝鮮半島にも進出するだろうという「ロシア脅威論」の立場に立ち、そうなる日本も危ういので、ロシアよりも先に日本が朝鮮半島に進出し、ロシア勢力をなるべく日本から離れたところで抑えようという国家戦略を選択した。日本の国家指導者が「ロシア脅威論」を重視したのは、幕末期の彼ら自身の印象だけでなく（米国ペリーの直後にロシア・プチャーチンも日本に開国を迫っていた）、薩摩・長州^{さつま ちようしゅう}以来、維新政府に大きな影響力を有したイギリスからの反

ロシア情報も作用していたと考えられる。

先手を打って朝鮮半島に進出するという考え方を朝鮮「利益線」論という。つまり、主権線＝国境線を守るためには、その外側に「利益線」というエリアを設定して、そこまで進んで先取しなければ主権線も守れないという戦略発想である。のちに内閣総理大臣になった際^{さい}の山県有朋の帝国議会での演説「外交政略論」（1890年）はその典型と言える。これは、主観的には防衛戦略だが、客観的には朝鮮半島に対する膨張・侵略戦略であった（山田編1997・71～74頁）。

「ロシア脅威論」を背景に1870年代に芽生えた「朝鮮半島先取論」ともいべき攻勢防御（守るためには打って出る）戦略は、朝鮮・中国などの近隣諸国と協力して欧米列強の侵略に対抗しようというのではなく、1880年代には侵略に備えるために自らも近隣諸国（まずは朝鮮）を侵すという政策となって具体化する。だが、1880年代においてははまだ中国（当時は清国）が朝鮮半島に強い影響力を行使していたので、日本の朝鮮半島への膨張戦略は、ロシアよりも先に、清国との衝突（日清戦争：1894～95年）を引き起こす結果となる。

だが、こうした近隣諸国への膨張・敵対戦略は、日本単独ではあまりにも危険な選択であったので、日本は、世界中（特にバルカン半島・アフガニスタン・極東）でロシアと衝突していたイギリスに接近する戦略をとった。まさにこれは、「脱亜入欧」、アジアを脱してアジアを侵す存在となり、欧米列強の仲間に入ろうという国家戦略であった。だが、世界のパワーポリティクスは厳しいもので、日本がイギリスに接近すると、ロシア・フランス・ドイツの反発をまねき、それが日清戦争後の「三国干渉」（1895年におきた遼東半島^{りょうとう}還付の要求。日本は清国の賠償金の上積み

件にそれを受け入れた) となって跳ね返ってくることになる。とはいえ、反ロシア戦略をとる限り、それはやむを得ないことで、ロシアとの対立が深まるにつれ、日本はさらにイギリスに接近し、ついに1902年に日英同盟を結ぶに至る。

日本は自らをイギリスの世界戦略の中に位置づけることによって、ロシアとの対決路線へと突き進むことになる。逆にイギリスから見れば、日本を使ってロシアを疲弊させるという戦略であった。イギリスは、ロシアを疲弊させ、露仏同盟をマヒさせて、最終的にはドイツ包囲網を形成するという遠大な戦略を持っていた。つまり、明治維新以来の「ロシア脅威論」にもとづく「脱亜入欧」、欧米大国との軍事同盟路線の戦略が、日本を膨張と戦争へと進ませた最大の要因なのである。

2

「天皇の軍隊」としての日本軍： 暴走の源泉

ロシアに対抗するために近隣諸国に向かって膨張するという国家戦略が強まるにつれて、日本の軍隊はそれに対応した組織となっていく。明治維新直後から日本軍は、「天皇の軍隊」として構築された。前近代において、天皇の軍事大権が武家の棟梁とうりょう(征夷大將軍)に委任されたが故に、朝廷を圧する「幕府」が生まれたという解釈を維新期の政府はとっており、「幕府」と新政府の違いを強調するためにも、新しい軍隊は、政府有力者の私兵であってはならず、「旧藩の軍隊」でも「国民の軍隊」でもなく、「天皇の軍隊」でなければならなかった。そのため天皇は、軍隊を統率する権限を誰にも委ねず、自らが行使する統帥権として保持することが求められた。

統帥権を有する天皇による親率(天皇が自ら率いる)が日本軍の根本原理とされたことで、日本

軍の性格が決められた。それは、天皇のために命を捧げることが最高の美徳とされるとともに、軍隊内における天皇権威・権力の濫用の始まりである。「軍人へ勅諭」(1882年、一般には「軍人勅諭」と呼ばれた)の「忠節」の項には「死は鴻毛こうもうよりも軽しと覚悟せよ」と示され、「礼儀」の項には「下級のもは上官の命を承ること実は直に朕〔天皇〕か命を承る義なりと心得よ」(山田編1997・57～58頁)とされた。後者の文言によって、上官の命令は天皇の命令とされ、命令を発する上官は、どのような下級の軍人でも部下がいるかぎり天皇の代理になりえたわけで、これが後には恣意的な権力濫用・独断専行を生む大きな原因となった。

また、天皇の統帥権を支える軍事官僚(軍事エリート)たちは、「統帥権の独立」(政府からの独立)を口実に、自らが属する組織・集団の権限・利益の拡大を図るようになった。陸海軍だけが、他の官僚組織とは異なり、独自の人材養成機関(陸軍：陸軍幼年学校・陸軍士官学校・陸軍大学校など、海軍：海軍兵学校・海軍大学校など)をもち、そこで純粹培養された人材が軍組織の中枢を独占したことは、天皇の統帥権を支える彼らの特権意識をより強くさせた。とりわけ日露戦争後には、軍学校出の軍事エリートが軍の中央機関の中枢を占め、政治勢力としての軍隊＝「軍部」を形成して政治的発言力を強めた。「軍部」は、天皇に直属するという権威を背景に膨張主義的国家戦略の担い手となり、それを実行する後ろ盾としての軍事力構築(軍備拡張)に進捗することになる。

3

「天皇の軍隊」による軍拡と戦争： 平和破壊の源泉

日清戦争以来の「主権線—利益線」論は、当初

は防衛的な性格も有していたが、日清戦争によって「利益線」としての朝鮮を清国の影響下から離脱させると、日本は、今度はロシアと朝鮮・中国東北部（満州）をめぐる衝突することになった。日英同盟を背景に、情報戦と外債による戦費調達で優位に立った日本は、日露戦争（1904～05年）にかりうじて勝利した（山田2010・45～54頁）。だがその結果、1910年には「利益線」だったはずの朝鮮半島を併合し、「主権線」化してしまう。「主権線」の外側に「利益線」を求める戦略発想から、今度は中国東北部＝満州（特にその南部）が新たな「利益線」となった。日露戦争を経ることで「主権線—利益線」論は、常に外側に勢力圏を拡大していこうという対外膨張戦略へと転化したのである。

外側へ膨張しようとする戦略にもとづき、日本の天皇制軍隊は、「天皇の威武」＝稜威（みいつ）を海外に広げるといふ使命感を強め、日露戦争後には軍部が主導して、仮想敵国と所要兵力量を「帝国国防方針」（1907年決定、以後、1918・1923・1936年に改定）に定めて、天皇の裁可を得て、これを根拠に政府に師団増設と艦隊増強の予算を求めるようになった。「帝国国防方針」によれば、陸軍はロシア（のちソ連）を、海軍はアメリカ合衆国を仮想敵に設定していたが、日本という一国が世界有数の陸軍国と海軍国に同時に備えるという身の丈に全く不相応な軍事戦略と軍備拡張方針を有していたのである。そのため、世界の軍拡競争にも巻き込まれて、日露戦争後も政府の一般会計に占める軍事費は増大し続け、1919（大正8）～22年度には対歳出比40%を超えた。膨張戦略にもとづく軍拡路線は、当然のことながら国家予算を強く圧迫した。この第1次世界大戦直後の時期を含めて、戦時ではない時期に、一般会計に占める軍事費の割合が複数年にわたって40%を

超えたことは、日清・日露の戦間期の1896～1900年度、日中戦争前の1934（昭和9）～37年度の3回もあった（山田1997・10～11頁）。

第1次世界大戦後も、シベリア出兵（1918～25年）、山東出兵（1927～28年）などの政略出兵（政治的な意図を持った海外派兵）が続いたが、軍部の膨張主義戦略を一挙に爆発させたのが満州事変（1931年）であった（満州事変の場合、一部の軍人による、満州で戦争を起こすことでそのインパクトを利用して、国内の政党政治を打倒しようという「国家改造」運動の一環でもあった）。

現在の日本の面積の約3倍の広さを有する「満洲国」が、事実上の日本の「主権線」に近いものになると、今度はその外側への影響力増大を図る「華北分離工作」（華北の5省＝ほぼ「満洲国」と同じ広さを中華民国・蔣介石政権の影響下から離脱させようという謀略）が軍部主導で推進された。そして、それが引き金となって、局地的衝突である盧溝橋事件（1937年）が日中全面戦争へと発展することになる。

日中戦争は、「援蔣ルート」を設定して中国を武器・物資・財政面で支援する英・米・仏・ソ連の諸国と日本との対立を深め、1940年、この泥沼から脱しようとして、日本は欧州で英・仏とすでに戦争状態となっていた独・伊と三国軍事同盟を結ぶが、これがかえって英・米との関係を決定的に悪化させ、アジア太平洋戦争（1941～45年）へと戦火を拡大させる結果となった。軍事同盟が、またも日本を戦争へと進ませたのである。

明治以来の膨張主義的戦略は軍部が主導し、天皇や政治家が同調し、国民の多くが結果的にそれを支持するという構造の中で展開されたものであった。このような天皇の権威を背景にした膨張主義の構造化こそが、戦前期日本の平和破壊の元凶であったと言える。

二

戦前日本における支配と抑圧

1 戦争の帰結としての植民地支配

明治期の「主権線—利益線」論に始まる対外膨張は、「利益線」= 植民地・勢力圏獲得のための戦争を誘発（例えば日清戦争）し、それを確保するためにさらなる戦争（日露戦争）を招いた。そして、その戦争の帰結が朝鮮半島への植民地支配の確立（1910年の韓国併合）であった。日露戦争を自衛戦争とする意見もあるが、それは戦争当時の政府の宣伝を原型としたものである。日露戦争の講和会議（1905年8～9月）で日本が何を主張したのかを見ると、この戦争の本質が分かる（山田2009・206～215頁）。

講和会議に先立って日本政府が、ロシアに対して決して譲れない「絶対的条件」として閣議で決定したのは、①日本による韓国の自由処分権、②ロシア軍隊の満州からの撤退、③遼東半島租借権とハルビン・旅順間鉄道（りょじゆん）の譲渡の3点であった。①と③は日本の植民地権益の確保であった。そして、講和会議の直後に、韓国政府との間で第2次日韓協約（1905年11月）を結び、韓国から外交権を剥奪して「保護国」とし、韓国に関する外交は日本外務省がおこなうことを決定した。そして、韓国政府に対外発信ができないようにした後で併合に踏み切るのである。

日露戦争から韓国の「保護国」化の過程で、日本の支配強化に対する朝鮮民衆の抵抗が広がり、1907年に日本が韓国の軍隊の強制的に解散させると、一般民衆主体の義兵闘争に旧韓国軍の将兵た

ちも合流し、反日義兵闘争は韓国全土に広がった。これに対して、日本軍（朝鮮駐劄軍ちゆうさつ）は徹底した武力弾圧で応え、村落の焼き討ち、義兵と反日的民衆の逮捕・処刑を行なった。義兵闘争のピークである1908年に、日本軍によって殺傷されるか捕虜となった義兵は1万4698人にのぼったとされている（李2008）。

なお、ここでもう一つ重要なのが、日本が韓国を併合した1910年に日本国内で起こった「大逆事件」である。これは、日露戦争中に日本国内で非戦・反戦、ロシア民衆との連帯を訴えた幸徳秋水こうとくしゅうすいなどの社会主義者が弾圧され、12人が死刑に処せられた事件である。戦争が植民地支配を生み、暴力的な抑圧が本国にも伝播し、戦争に反対する人々が弾圧されるという構造が見て取れる。

その後も戦争のたびに植民地・占領地が拡大されていった。日清戦争（台湾）、日露戦争（朝鮮・遼東半島・南樺太）、第1次世界大戦（南洋群島）、満州事変（「満洲国」）、日中戦争（中国の占領地と仏領インドシナ）、アジア太平洋戦争（東南アジア・太平洋地域）というように、戦争が植民地・占領地支配を生み、それを維持・拡大するために次の戦争に踏み込むという悪循環であった。

2 植民地における抑圧

戦争は植民地支配を生み、植民地支配は抑圧を生む。日本が韓国を併合して9年が経過した1919（大正8）年に朝鮮で、日本からの独立を求める3・1独立運動が起こった。当時、ロシア革命（1917年）や第1次世界大戦後にロシア・ドイツ・オーストリア＝ハンガリー・オスマン帝国などの多民族支配国家における帝政が次々と崩壊し、多くの独立国家が生まれた影響で、民族自決

主義（一つの民族は一つの国家をもつ権利を有するという考え方）が世界的に高揚していた。中国における5・4運動（1919年、旧ドイツ権益を日本が継承することをきめたベルサイユ講和条約への反発を契機にして起こった大規模な民衆運動）もこうした潮流の中に位置づけられる。

これらの影響から、朝鮮でも日本からの独立を求める動きが強まっていった。3・1独立運動のきっかけとなったのは、日本本国に留学していた朝鮮出身の青年たちが東京・水道橋^{すいどうばし}で発した2・8独立宣言だった。総督府による抑圧に反発が充満していた朝鮮では、ただちにこの呼びかけに応える形で、3月1日、京城^{けいじょう}（現ソウル）で独立宣言が発表され、多くの民衆が「独立万歳」を叫んだ。このソウルでの運動は、暴力に訴えるものではなく、平和的に実行された集会・デモ行進で、たちまちのうちに朝鮮全土に広がった。

3月末までの間に1500回近いデモや騒動があり、のべ200万人の人びとが参加したと言われている。運動拡大の背景には、武断主義に基づく日本の強圧的な植民地支配への民衆の根強い反発があった。総督府は、3・1独立運動に対して、日本本国から増援をえて軍隊と警察による徹底した武力弾圧を行い、これから1年間に、朝鮮の人々の死者は7500人、負傷者は1万6000人（4万人説もある）、逮捕者は5万人近くに達した（朝鮮史研究会1995・266～269頁）。暴力的な弾圧を避けるために、抗日勢力の中には、国境を超えて中国（中華民国）に拠点を移した人々もいたが、日本側官憲は、1920年には国境を超えて、吉林省^{きつりん}間島^{かんとう}地方にまで「討伐」のための軍隊・警察隊を進めた（間島事件）。

その後、総督府は、暴力と差別だけでは、支配が貫徹できないと見て、「文化政治」と称する朝鮮民衆懐柔と親日派養成が組み込まれた政策が展

開されていく。

しかし、当時の日本国内では朝鮮における独立運動は、反日「暴動」として報道され、「朝鮮人は恐ろしい」という差別的な恐怖心を多くの日本人に植え付けた。4年後の1923年9月に起きた関東大震災の際に、「朝鮮人が暴動を起こした」といった根拠のない流言飛語（むしろ官憲によって広められた）によって数千人におよぶ朝鮮人が虐殺されたのには、3・1独立運動に対する多くの日本人の恐怖感がその背景にあったものと思われる（西崎2018）。

植民地における抑圧は、歪んだ恐怖心を本国人にも植え付け、新たな抑圧・暴力・差別を生み出していくのである。植民地支配というものは、植民地の人々に強い屈辱感を抱かせるともに、本国（支配国）の人々に理由のない優越感と差別意識を持たせるものであった。

3 日本国内における抑圧・動員のシステム

政府と軍は、対外戦争を遂行するために、日本国内における民衆抑圧と動員のためのシステム（法体系）を構築していった。様々なシステムの中で、①人々を戦争へと動員するためのシステム、②戦争反対勢力を抑え込むための治安維持システムは、戦争遂行体制の支柱をなすものである。戦争遂行可能な体制を作るということは、単に国民を軍隊に入れて訓練を施すだけではなく、戦争反対派・厭戦派^{えんせん}を社会的に孤立させる治安対策が不可欠なのである。本稿で論じてきたように、戦争・支配・抑圧は構造的に一体のものであり、①と②は、まさに表裏一体のものである。それゆえ戦争遂行のためのシステムは、〈有事・治安維持〉法体系と括ることができる。ここで戦争遂行に必要な〈有事・治安維持〉法体系の構造を

もう少し詳しく見ていこう。

日本の第2次世界大戦以前における〈有事・治安維持〉法体系は、天皇の大権を前提とし、①徴兵令=兵役法（徴兵令は1927年に兵役法という法律に代わった）を土台（第1層）にすえながら、②軍政型の戦時治安維持=「戒厳」（非常時における軍隊による治安維持）という考えが重なり（第2層）、さらに③〈危機〉を予防する治安維持法体系（第3層）、④〈危機〉への能動的対処としての国家総動員法体系（第4層）へと次第に重層化されていった。日清・日露戦争が遂行された明治期に①・②が作られ、その上に、1920年代以降1940年代初頭までに③・④が構築されたのである。

ここでは、戦前期における抑圧と動員に深く関係する③・④について説明しよう。1920年代以降にこれらのものが加えられるのは、第1次世界大戦により、国家総力戦という考え方が世界的に広がったからである。国家総力戦においては、前線における武力戦だけでなく、国内での経済戦・思想戦・宣伝戦が重視され、生産現場でのストライキ、反戦運動なども「利敵行為」とみなされるようになった。国家・軍隊は、単に武力で外敵に備えるだけでなく、戦争遂行を妨げる「内敵」（当時の日本では「非国民」とか「国賊」という言葉が使われた）にも備えなければならないという考え方が強まったのである。1920年代末から軍の青年将校や中堅幕僚層が、「国家改造」を目指したり、国政に強く介入するようになるのは、「内敵」に備えようとしたからという要因もある。日本では、第1次世界大戦におけるドイツの敗北は、ドイツ国内の社会主義勢力による戦争「妨害」によるもの、といった言説が流布されており、戦争に協力しない者を敵とみなされた。「内敵」に備えなければ、という意識の広がり、関東大震災

（1923年）の混乱時に、朝鮮人・中国人・社会主義者や大杉栄らの無政府主義者が官憲によって虐殺されたのも、このような「内なる敵」排除の論理が作用したものと言ってよい。

戦前の〈有事・治安維持〉法体系の第3層にあたるのが、③平時における〈危機〉予防の法体系である。この法体系の中心が、「国体」を破壊しようとする運動・思想を取り締まるとする治安維持法（1925年、1928年最高刑が死刑に）である。治安維持法は、植民地の独立運動や国内の社会主義運動を弾圧する権力側の最大の武器となり、その弾圧の範囲を労働運動、自由主義に基づく活動、宗教的な活動などへと拡大させていった。しかも、「内敵」=「非国民」の人権などは考慮されず、裁判にかけられる前に、プロレタリア作家・小林多喜二のように取り調べの段階の拷問で殺害されたり、劣悪な環境の中で放置されて獄死した人も数多い。治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の調査によれば、1945年10月に廃止されるまで、治安維持法による送検者はおよそ7万5000人、うち起訴された者は5162人にのぼった（いずれも植民地を除いた人数）。また、国内においては、治安維持法単独で死刑になった者はいないとされているが、前述の小林多喜二や戦後（1945年9月）になって哲学者・三木清が東京拘置所内で病死したことが有名であるように、取り調べ中などの明らかな虐殺が65人、拷問・虐待が原因とみられる獄死は114人、勾留・拘置中などの獄死は1503人にのぼるとされている。これらは、治安維持法体制下においては、刑法上の死刑とは別の、明らかに「内敵」である「非国民」「国賊」に対する人権無視の非合法的な「処刑」行為が横行していたことを示すものである。また、植民地の朝鮮や台湾では、独立運動・民族運動の弾圧に治安維持法は、猛威をふるった（宮地監修2019・97

～98頁)。

また、〈危機〉予防の法体系は、防諜法＝スパイ防止法の体系を不可欠の構成要素としている(荻野1993)。防諜法には、軍機保護法(1899年、1937・41年改定)、要塞地帯法(1899年、1915・40年改定)などがあり、とりわけ強力な防諜法が、国家機密の漏洩防止を目的とし、最高刑を死刑とした国防保安法(1941年)である。

そしてさらに、戦前の〈有事・治安維持〉法体系の重層構造の第4層として、④戦時における行政の軍事化のための法体系が作られた。その中心的存在が国家総動員法(1938年)である。〈有事〉における能動的な対処法令としての国家総動員法は、国民を戦争に動員し、戦争遂行体制に積極的に組み込むための法令であった。国家総動員法の勅令万能主義(条文の実行は別に勅令を定めることで行なう)は議会の政府監督権限を合法的に減退させ、行政権力を極端に肥大化させたのである。国家総動員法は、第1次近衛文麿内閣のもとで企画院が立案し、衆議院では一部の自由主義者から批判が出されたが、軍の圧力で結局、全会一致で可決された。審議中、議員のヤジにたいして法案説明中の陸軍省軍務課員・佐藤賢了中佐が「だまれ!」と怒鳴るといふ事件もあった。この法律により、戦時において労務・物資・賃金・施設・事業・物価・出版など経済活動の全般について、政府が必要とする場合、議会での審議をへることなくすべて勅令(天皇が発する命令)によって統制することが可能となった。

これに基づいて、日中戦争中に国民徴用令・国民職業能力申告令・賃金統制令・従業者移動防止令・価格等統制令・新聞紙等掲載制限令・会社利益配分及び資金融通令・学徒勤労令・女子挺身勤労令などの、私企業や国民生活の自由な活動を制限・統制するための40件以上の勅令が発布され

た。例えば、現在でも問題になっている植民地朝鮮に対する徴用の問題も、1939年7月に公布された国民徴用令が1944年から朝鮮にも適用されたことに端を発するものである。「徴用」とは、重要産業に労働力を確保するために、厚生大臣の徴用命令によって、強制的に業種・職場を転換させることである。日中戦争以降の日本社会では、このようなことも強権的に実施されていたのである。

国家総動員法は、政府が実施したい政策を勅令によって遂行できる権限を政府に付与した包括的な委任立法であり、以後、行政権力(政府)の飛躍的な強化が進むとともに、立法府(議会)が政府をチェックする機能は大幅に制限されることになった。戦時においても議会は一定の機能を果たしていたが、政府に大きな権限を与えることになった国家総動員法制定以降は、議会の存在感はさらに低下することになる。なお、多くの国民を戦争へ動員した国家総動員法は、敗戦後しばらくして1945年12月になってようやく廃止された。

なお、議会の形骸化と行政権力の肥大化は、表裏一体の関係にあり、1940年に議会内の既成政党が解散して、大政翼賛会が作られたことで頂点に達した。

4 戦争の時代と労働組合

日中戦争の勃発にともない第1次近衛文麿内閣のもとで国民精神総動員運動が始まった。1937年9月、「拳国一致・尽忠報国・堅忍持久」をスローガンとして運動は始まり、内閣の外郭団体として国民精神総動員中央連盟が結成された。当初は精神運動が中心であったが、次第に経済国策への協力を強要する運動となった。この経済国策への協力の柱は、戦時国債(臨時軍事費特別会計の原資)の購入と戦時物資の増産であった。戦時物

資の増産とそのため労働力・資金の投入を図るために、1938年4月には前述の国家総動員法が公布された。国家総動員法には、政府が企業の労働争議の調停にあたるなど、公権力が生産・労働の現場に直接介入できるとする条文もあった。そして、その際に、政府が重視したのが、労働組合をどのように国家総動員体制に組み込むかということであった。労働組合を労働者の待遇、労働環境の改善を図る組織から職場あげての戦争協力の推進機関とするために、1938年には、「産業報国」と「労使一体」のスローガンが掲げられ、府県警察の特高課の指導のもとに各地で産業報国連盟が組織され、工場や事業所単位でその運動を担う産業報国会が結成された。この産業報国運動への対応をめぐる、当時、労働組合の最大の全国組織であった全日本労働総同盟は混乱・分裂することになる。

ここで戦前日本において労働組合はどのように法的に位置づけられていたのか、明治時代までさかのぼって説明しておきたい。産業報国会が発足する以前の日本社会においても、労働組合は広範に存在し、しばしば争議を行っていたが、労働組合自体は法的な位置づけを持っていなかった。日清戦争から日露戦争の間の日本における産業革命期において、多くの労働組合が結成され、労働運動が展開されつつあったが、政府はそれを予防的に弾圧するために、1900（明治33）年3月に治安警察法を公布・施行し、広く集会・結社・言論を抑圧するとともに、労働者や農民（小作人）の組合結成と争議行為を事実上禁止した（第17条）。また、治安警察法は、女性の政治活動も禁止していた（第5条）。

しかし、第1次世界大戦後の社会運動・労働運動の高揚の中で、治安警察法の禁圧一点張りの内容に反対する世論が高まり、政府は1922年には第

5条の女性の政談集会参加禁止条項を削除し、1926年には労働争議調停法を成立させて第17条も撤廃するに至った。

だが、労働組合が法的に正式に公認されたわけではなく、大経営では、戦闘的な組合指導者の首切りと御用組合の育成、企業内人材養成制度・年功序列制度の確立によって、中堅・熟練労働者の会社側への取り込みが進められた。また、社会主義勢力が影響力を持つ労働組合運動には、新たに治安維持法によって弾圧が加えられることになる。「大正デモクラシー」の潮流が残存していた時期には、1925年以降1931年までに当時の政府与党（憲政会のちの立憲民政党）からも労働組合を公認し、法人格を認める法案が3回にわたり提出されたが、いずれも審議未了（1931年の場合は衆議院では可決されたが貴族院で審議未了）となった。労働組合法は、成立一歩手前まで進んだが、その直後、満州事変が起り、以後、日本政府は国際協調の道に背を向け、日本社会は軍備拡張を基調とする軍国主義の風潮が強まったために、労働組合公認化の動きは停止した。

そして、前述したように、日中戦争勃発以降、国民精神総動員運動の高揚や、軍需産業の拡大にともなって労働組合と労働者の多くが、戦争推進政策に巻き込まれていく。1939年には労働組合も職場・地域の産業報国会に合流させられた。産業報国会への合流という形で、職場・地域単位での労働組合は解散することとなり、産業報国会は1940年に、大日本産業報国会として全国組織となった。大日本産業報国会総裁は厚生大臣、幹部のほとんどが内務官僚で占められる完全なる官製・統制団体であった。この1940年は、議会政党の全てが解散し、大政翼賛会に合流した年であるが、この時まで存在していた労働組合の全国組織である全日本労働総同盟なども7月に解散した。

なお、大日本産業報国会は、1941年には全国で8万5000もの報国会を糾合し、会員546万人と言われ、1942年には大政翼賛会の傘下に入って、敗戦に至るまで労働者の戦時統制・労働強化に務めた。

しかし、戦争の拡大と戦況悪化のために、多くの労働者が兵隊として出征するに至り、産業報国会は、徴用工や勤労奉仕の学徒、未婚の女性から組織された女子挺身隊など未熟練労働力を管理・統制・指導する役割を担うとともに、職場・地域における防諜運動（スパイ取締りに名を借りた労働者の相互監視、サボタージュ監視）の組織でもあった。

1920年代以降の「国家総力戦」の時代においては、治安維持法によって戦争反対派や植民地独立派を押さえ込み、国家総動員法によって多くの国民を軍需工業等に動員するとともに、大政翼賛会・産業報国会などの組織によって市民・労働者を統制し、兵役法によって成年男性を戦場におくるというシステム構築され、国家による戦争遂行を支えたのである。

5

見えざる監視・動員システムとしての道徳支配

軍部に牽引された国家権力が膨張戦略に基づいて戦争政策を遂行した時、前述したシステム＝法体系が国民を抑圧しつつ、軍需工場と戦場へと国民を駆り立てたことは確かであるが、天皇制の問題としてこの体制を捉えた時、このような垂直方向（上から）の抑圧・強制ではなかったことが重要である。

それは、水平方向（横から）の抑圧・強制とも呼ぶべきもので、国民や兵士相互の監視体制である。この監視は、まさに天皇制による「心の支配」と換言されるもので、決して法的なものでは

ない。戦前の天皇制国家と軍隊の特徴は、法的規制とは別次元の道徳支配によってもコントロールされていたということである。

一般国民は、明治天皇によって示された道徳規範である「教育勅語」（1890年）によって日常的に縛られ、「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」ること（有事においては戦争に参加すること）が求められていた。これは、違反しても法的に罰せられるものではないが、こうした天皇から下された道徳律を軽視すれば、それは「非国民」とか「国賊」といった罵声と冷たい眼にさらされる社会が構築されていた。「非国民」とか「国賊」は、まさに「内敵」の扱いである。政府に不満があっても、天皇・皇族を表立って批判することはできず、姿勢や立ち居振る舞い、言動が常に踏み絵として国民を相互に監視させたのである。

軍人や戦場にいる国民は、軍の道徳律である「軍人勅諭」（1882年）と「戦陣訓」（1941年）によって精神的に拘束されていた。前述したように「軍人勅諭」では上官の命令＝天皇の命令とされており、「戦陣訓」は天皇が下したものではなかったが、その「生きて虜囚の辱めを受けず」という一節は、事実上捕虜になることを禁じたもので、アジア太平洋戦争中の「玉砕」や「自決」（民間人を含めて）を頻発させる原因となった。これらは、法律でもなんでもなく、したがって無視しても罰せられるものではなかったはずだが、法律以上の拘束力を発揮した。それは何故かといえば、例えば「戦陣訓」は、捕虜になることを恥辱であるとしたが、これは本人だけの恥ではなく、親兄弟・一族・郷土・所属集団の恥であると結びつけることで、個人が抗し得ない精神的圧力を発揮したのである。これは、近代日本においては、明文化された法体系とは別に、人々の心を支配する、見えざる監視・動員システムとしての道

徳支配が貫かれていたことを示している。



おわりに：戦前と戦後の違い

戦前の日本は、「脱亜入欧」の考え方と欧米大
国（イギリス・ドイツ）との軍事同盟に基づいて
対外膨張戦略を展開してきた。だが、戦後の日本
も、アジアの一員としてではなく、欧米に追いつ
け、追い越せとの考え方とアメリカとの軍事同盟
に基づいて経済的膨張政策をとってきた。つま
り、日本という国家は、戦前と戦後では、「脱亜
入欧」と軍事同盟という基軸になる思想という点
では似通ったスタンスを取り続けているのであ
る。だが、「結果」は大きく異なっている。戦前
は、戦争につぐ戦争、常にどこかに出兵をし続け
ていたのに対し、戦後は、まがりなりにも日本が
能動的に戦争を行なったことはない（アメリカの
戦争に加担したことは繰り返しあるが）。この差
は、どこから生まれたのか。戦前は君主制国家、
戦後は民主制国家という違いからはそれは説明で
きない。なぜなら、民主制国家が「民主的」手続
きに従って戦争に訴えるということは、アメリカ
合衆国などを見ればしばしばあることである。結
局、戦前と戦後の「結果」が大きく異なるのは、
戦後日本が「戦争放棄」を国是としてきたからで
ある。

つまり、「戦争放棄」を放棄することは、戦前
と戦後を区分する最も重要な部分を放棄するとい
うことである。すなわち日本国憲法第9条第1項
で放棄が規定された「国権の発動たる戦争と、武
力による威嚇又は武力の行使」へと踏み込んだ
り、第2項で「保持しない」と規定された「陸海
空軍その他の戦力」を保持したり、「認めない」

と規定された「国の交戦権」を行使する、これら
のいずれかなされれば、それは戦争を前提とした
国家・社会になるということである。戦争を建前
においても否定しない国家・社会は、力によって
決着をつけるという価値観を蔓延^{まんえん}させる。このよ
うな価値観の蔓延は、国際的にも、国内的にも格
差・差別・貧困などの構造的暴力を容認していく
土台ともなる。

戦前の事例は、戦争が植民地支配を生み、支配
が国内での抑圧（戦争反対派への弾圧）を強める
ことを示している。戦後の日本は、主体的に戦争
こそしてこなかったが、近年、国会は政府を監督
する力を急速に弱めて「大政翼賛会」化しつつあ
り、明らかに行政権力の肥大化が進行している。
また、言論機関は権力への「忖度^{そんたく}」からか、伝え
るべきことを伝えようとしなくなっているばかり
か、紋切り型の「中国脅威論」を拡散するばかり
である。現在の日本には、かつてのような「軍
部」は未だ存在しないが、現在の立法府の多くの
議員は、軍事をコントロールするのではなく、明
らかに軍事にコントロールされている。軍事問題
を冷静かつ批判的に分析できる市民の力（そこ
には労働組合も含まれる）の成長こそが、将来の希
望である。

【参考・出典文献】（著者五十音順・刊行年順）

荻野富士夫『昭和天皇と治安体制』（新日本出版社、1993年）

西崎雅夫編『証言集・関東大震災の直後朝鮮人と日本人』（筑摩文庫、2018年）

朝鮮史研究会編『新版朝鮮の歴史』（三省堂、1995年）

宮地正人監修、大日方純夫・山田朗・山田敬男・吉田裕
『増補改訂版 日本近現代史を読む』（新日本出版社、
2019年）

山田朗編『外交資料 近代日本の膨張と侵略』（新日本出
版社、1997年）

山田朗『軍備拡張の近代史—日本軍の膨張と崩壊—』（吉
川弘文館、1997年）

山田朗『戦争の日本史 20 世界史の中の日露戦争』（吉川弘文館、2009年）

山田朗『これだけは知っておきたい日露戦争の真実一日 本陸海軍の〈成功〉と〈失敗〉』（高文研、2010年）

吉田裕『日本の軍隊』（岩波新書、2003年）

李升熙『韓国併合と日本軍憲兵隊』（新泉社、2008年）

やまだ・あきら 1956年大阪府生まれ。明治大学文学部教授・平和教育登戸研究所資料館長、専攻は日本近現代史。歴史教育者協議会委員長。主な著書として、『大元帥・昭和天皇』（ちくま学芸文庫）、『軍備拡張の近代史』（吉川弘文館）、『日本は過去とどう向き合ってきたか』（高文研）、『兵士たちの戦場』（岩波書店）、『日本の戦争』Ⅰ～Ⅲ・『昭和天皇の戦争認識』（いずれも新日本出版社）などがある。

〈訂正〉

月刊全労連8月号に以下の誤りがございました。お詫びして訂正致します。

P36 執筆者肩書

誤) 全労連・全国一般茨城地本美駒トレーニングセンター美駒労働組合

正) 全労連・全国一般茨城地本美浦トレーニングセンター美駒労働組合